申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

部課等名 市民部小出支所(斎場担当)

番号 2

	許認可等の内容	斎場使用料の減免				
	根拠法令及び条項	茅ヶ崎市斎場条例第7条第1項3号				
	関係条項					
審		「市長が特に必要があると認めるとき」とは、生活保護法の規定による保護又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による支援給付を受けている場合に準じたものとする。 行旅死亡人が市外のものであって、葬祭費用等を公費負担した場合もこの例による。				
查	基 準 (未設定の場合は その理由)					
基						
準						
	参考事項					
	設定等年月日	平成15年10月 1日設定(平成24年10月1日最終変更)				
標準処理期間	標準処理期間 (未設定の場合は その理由)	総日数 即日(休日は含まない。)				
間	設定等年月日	15年10月 1日設定(平成24年10月1日最終変更)				

審					
查					
	基	準			
基					
準					